

「平成24年度家庭・事業者向けエコリース促進事業費補助金」に係る  
補助事業者の公募要領

平成24年2月20日  
環 境 省  
総 合 環 境 政 策 局  
環 境 経 済 課

この公募は、平成24年度予算成立後、速やかに補助事業を開始できるようにするために  
予算成立前に公募の手続きを行うものです。したがって、平成24年度予算の国会における  
成立が前提であり、補助事業の内容等に変更があり得ることをあらかじめご了承下さい。

「家庭・事業者向けエコリース促進事業費補助金」に係る補助事業者を公募する。

1. 総則

「家庭・事業者向けエコリース促進事業費補助金」に係る補助事業者の公募の実施に  
ついては、この要領に定める。

なお、家庭・事業者向けエコリース促進事業費補助金の交付については、補助金等に  
係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）補助金等に係る予算の  
執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号、以下「施行令」という。）及  
びその他の法令の規定によるほか、家庭・事業者向けエコリース促進事業費補助金交付  
要綱（平成23年4月13日付環政経発110413002号）及び家庭・事業者向けエコリース促進  
事業費補助金交付事業実施要領（平成23年4月13日付環政経発110413003号）の定めると  
ころによる。

2. 業務内容

リース料の低減を通じ低炭素機器の普及を促進することによって地球環境の保全に資  
するため、環境大臣が一定の要件を満たすと認めたリース事業者（以下「指定リース事  
業者」という。）であって低炭素機器をリースにより提供するものに対して補助金を交  
付する事業（以下「間接補助事業」という。）である（別添1参照）。

3. 予算額

間接補助事業の予算額は18億円である。なお、間接補助事業に必要な経費のうち、業  
務管理費は5,000万円を上限とする。

4. 応募資格

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

民間企業

- 独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人  
特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人(公益社団法人・公益財団法人を含む。)  
法律により直接設立された法人  
その他環境省が適当と認める者(国及び地方公共団体は対象としない。)
- (2) 公募要領を入手し、説明会に参加した者であること。

## 5 . 説明会の開催

- (1) 日時  
平成 24 年 3 月 2 日(金) 11 時 ~
- (2) 場所  
環境省第 5 会議室(25 階)

## 6 . 募集に関する質問の受付及び回答

- (1) 受付先  
東京都千代田区霞が関1-2-2  
環境省総合環境政策局環境経済課企業行動係 <担当:高松>  
電 話 03-3581-3351 (内線 6252)  
F A X 03-3580-9568  
電子メール [ECOLEASE@env.go.jp](mailto:ECOLEASE@env.go.jp)
- (2) 受付方法  
応募に係る問い合わせについては電子メールにてお願いします。  
(電話、来訪等による問合せには対応しない。)
- (3) 受付期間  
平成24年3月2日(金)までの平日の10時から17時まで(12時~13時は除く。)とする。
- (4) 回答  
平成24年3月6日(火)17時までに、説明会参加者に対してメールにより行う。

## 7 . 提出書類、提出期限等

- (1) 提出書類(様式 1 )  
企画書(別添 2 )「平成 24 年度家庭・事業者向けエコリース促進事業費補助金」  
交付事業に係る企画書作成事項」による。  
経費内訳書  
間接補助事業を実施するために必要な経費のすべての額(消費税及び地方消費税  
額を含む。)を記載した内訳書  
提出者の概要(会社概要等)が分かる資料
- (2) 提出期限等  
提出期限 平成 24 年 3 月 9 日(金)17 時  
提出書類の提出場所 6 . (1)に同じ

提出部数 6部

提出方法 持参又は郵送による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る（提出期限必着のこと。）。

提出に当たっての注意事項

ア 持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで（12時～13時は除く。）

イ 郵送する場合は、封書の表に「家庭・事業者向けエコリース促進事業補助事業者公募関係書類在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった企画書等は、無効とする。

ウ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

エ 1者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申し込みを行った場合はすべてを無効とする。

オ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。

カ 虚偽の記載をした企画書等は、無効とする。

キ 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ク 提出された企画書等は、環境省において、審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。公募の結果、補助事業者になった者が提出した企画書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

ケ 企画書等において提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、業務の執行に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者の間の共同事業実施協定書等の提出を求めることがある。

## 8. 企画提案会の開催

- (1) 企画提案会を開催する。開催場所、説明時間、出席者数の制限等については、有効な企画書等を提出した者のうち必要に応じて行う書面審査を通過したものに対して平成24年3月12日(月)18時までに連絡する。
- (2) 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した企画書等の説明を行うものとする。
- (3) 説明を行う者は、原則として、業務を請け負った場合における主たる業務実施責任者とする。

## 9. 審査の実施

- (1) 審査は、（別添3）「平成24年度家庭・事業者向けエコリース促進事業費補助金」交付事業に係る企画書審査の手順」及び（別添4）「平成24年度家庭・事業者向け

エコリース促進事業費補助金」交付事業に係る企画書等審査基準及び採点表」に基づき、提出された企画書等について行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画書等を提出した1者を選定し、補助事業者候補者とする。

(2) 審査結果は、企画提案会参加者に遅滞なく通知する。

(別添1)

「平成24年度家庭・事業者向けエコリース促進事業費補助金」交付事業の実施概要

1. 事業額

18億円(予算案)

2. 補助対象経費の区分

(1) 家庭・事業者向けエコリース促進事業費

間接補助事業に要する経費(間接補助事業の概要については4.のとおり。)

(2) 業務管理費

労務費、説明会等広報費、会議費、印刷費、通信費、消耗品費、システム運営費、事務所維持費、光熱水費、一般管理費より構成され、5,000万を上限とする。

3. 事業実施期間

交付決定日～平成25年3月31日(原則)(単年度事業)

4. 家庭・事業者向けエコリース促進事業(間接補助事業)の概要

家庭・事業者向けエコリース促進事業(間接補助事業)の実施概要等については次のとおり。

(1) 補助対象機器

家庭・事業者向けエコリース促進事業費補助金交付事業実施要領別添の表の左欄に掲げる機器、装置又は設備の区分ごとに同表の右欄に掲げる基準を満たすものとする。ただし、国による機器購入に係る他の補助金との併用は不可。

(2) 補助対象リース

リース期間が法定耐用年数の70%以上(法定耐用年数が10年以上のものについては60%以上。(1年未満の端数切り捨て))であること。ただし、リース期間3年未満のものは対象としない。

リース期間中の途中解約又は解除ができないもの。

所有権移転外リースであるもの。

親会社、子会社、関連会社間でのリース契約でないもの。

1リース契約の上限額は2億円、下限額は事業者が300万円、家庭(個人)が65万円とする。

(3) 補助率

(1)の補助対象機器をリースにより導入する場合のリース料の3%を助成する。

(4) 交付対象者

(1)の補助対象機器をリースにより提供する指定リース事業者に対して助成を行う。

ただし、リース先は家庭（個人）、個人事業主、中小企業又は中堅企業とし、補助事業者による補助金の交付決定に際しては、補助金相当額がリース料の低減に反映されていることをリース契約書等の申請書類で確認できるものであること。

なお、中小企業及び中堅企業とは、次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

- ・ 中小企業については資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社法上の会社、中堅企業については資本金の額又は出資の総額が 3 億円超 10 億円未満の会社法上の会社
- ・ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が 300 人以下のもの。

#### (5) 募集方法

公募により受付（募集は随時）

(別添2)

「平成24年度家庭・事業者向けエコリース促進事業費補助金」交付事業に係る  
企画書作成事項

企画書は、以下の項目について、別紙様式2 A～2 Eに従い作成すること。

1 業務に対する理解度

本業務に対する理解度を審査するので、低炭素機器の普及を促進することの意義について、本業務では特にリースを活用することにより低炭素機器を導入することを踏まえ、別紙(様式2 A)に記述すること。

2 業務の実施方法等の提案

以下の提案事項について、別紙(様式2 B)に記述すること。

補助対象の要件の詳細について具体的に提案すること。

周知・募集の方針について具体的に提案すること。

審査の方針について具体的に提案すること。

交付の方針について具体的に提案すること。

業務に係る個人情報保護の方針について具体的に提案すること。

3 業務全体の実施フロー

業務全体の実施フローを別紙(様式2 C)に記述すること。

4 業務実施体制

配置予定の業務管理者の経歴、手持ち業務等を別紙(様式2 D-1)に、業務の内容ごとの業務従事者の配置、役割分担等を別紙(様式2 D-2)に記述すること。

5 業務実績

過去に従事した地球温暖化対策関係業務の実績について、別紙(様式2 E)に記載すること。

(別添3)

「平成24年度家庭・事業者向けエコリース促進事業費補助金交付事業」に係る  
企画書審査の手順

1. 企画書審査委員会による審査

総合環境政策局内に設置する「平成24年度家庭・事業者向けエコリース促進事業費補助金に係る企画書審査委員会」(委員は下記のとおり。以下「企画書審査委員会」という。)において、提出された企画書等の内容について、審査を行う。

企画書審査委員会の構成

委員長 外部委員 横浜国立大学 経営学部 教授 八木 裕之  
委員 外部委員 東京農工大学大学院工学研究院 教授 秋澤 淳  
環境省総合環境政策局環境経済課長 正田寛

\* 委員長及び委員は、出席が困難な場合は、同じ課の者を代理として出席させることができる。

2. 企画書等の審査方法

(1) 「平成24年度家庭・事業者向けエコリース促進事業費補助金」に係る企画書等審査基準及び採点表」(別添4)に基づき、委員ごとに採点する。

【採点基準】	5点満点	10点満点
・ 優(十分満足できる)	5点	×2
・ 良(満足できる)	3点	
・ 可(満足できるレベルよりやや劣る)	1点	
・ 不可(満足できない)	0点	

(2) 上記(1)により算出された委員ごとの採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を補助事業者候補者とする。

(3) 平均点が同点の場合、次の基準で補助事業者候補者を選定する。

「優」の数が多い者を補助事業者候補者とする。

「優」の数が同数の場合は、「良」の数が多い者を補助事業者候補者とする。

「良」の数も同数の場合は、「可」の数が多い者を補助事業者候補者とする。

「可」の数も同数の場合は、委員の多数決により選定する。



(別添4)

「平成24年度家庭・事業者向けエコリース促進事業費補助金」交付事業に係る  
企画書等審査基準及び採点表

委員名		提案者名		審査項目		審査基準		配点		採点	
								小計			
業務に対する理解度 (様式2A)	リースにより低炭素機器の普及を促進することの意義に関する理解度	リースにより低炭素機器を提供する指定リース事業者に対して補助金を交付することの意義に関する理解が適切であるか評価する。	10	10							
業務の実施方法等の提案 (様式2B)	要件の設定	本補助金の目的・趣旨を的確に踏まえて補助対象の要件の詳細が設定できるか評価する。	10								
	周知・募集	本補助金に係る周知・募集の方針の妥当性について評価する。	10								
	審査	本補助金に係る審査の方針の妥当性について評価する。	10	50							
	交付	本補助金に係る交付の方針の妥当性について評価する。	10								
	個人情報保護	業務に係る個人情報保護の方針の妥当性について評価する。	10								
業務全体の実施フロー (様式2C)	業務遂行の確実性	業務が無理なく実施できるかどうかについて評価する。	10	10							
業務管理者 (様式2D-1)	専門知識・経験	予定業務管理者について、リース及び低炭素機器に係る専門知識・経験の内容等の評価する。	5	10							
	専任性	現時点での手持ち業務が10件以上を0点とする。	5								
業務従事者 (様式2D-2)	配置・役割分担等	業務実施に必要な人員体制の方針の妥当性を評価する。	5	5							
業務実績 (様式2E)	過去に従事した地球温暖化対策関係業務の実績	業務実績、内容及び件数を考慮し、評価する。	5	5							
見積価格・積算内訳 (経費内訳書)	提案内容に係る見積価格の妥当性		5	10							
	積算内訳の妥当性		5								
合計								100			

- 注) 1 . 企画書等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。
- 2 . 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格の1/2以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。

【採点基準】	5点満点	10点満点
・ 優 (十分満足できる)	5点	× 2
・ 良 (満足できる)	3点	
・ 可 (満足できるレベルよりやや劣る)	1点	
・ 不可 (満足できない)	0点	